



条例による太陽光発電施設の適正な設置 と維持管理の推進

山 梨 県

目 次

- 1 条例制定に至る背景
- 2 条例の概要
- 3 本県における太陽光発電事業に係る問題事案
- 4 FIT終了後の太陽光発電施設及び使用済みパネルの取り扱い

1 条例制定に至る背景



森林伐採し、斜面に設置された事例



森林伐採し、観光地からの景観に影響を及ぼす事例

- ・ 固定価格買取制度創設(平成24年7月)以降、太陽光発電施設の設置が急増
- ・ 災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化し、ガイドラインによる指導に限界
- ・ 県民から、防災面の不安や環境への影響を懸念する多くの声
- ・ 県議会から、条例制定を求める政策提言

令和3年7月



条例による規制強化・適正導入

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

を制定

2 条例の概要

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和3年7月制定）

条例の目的

太陽光発電施設の設置から維持管理、廃止に至るまで、地域環境を保全・災害を防止し、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図り、県民の安全で安心な生活の確保を図る。



[事業者の責務]

- ・法令遵守
- ・地域環境の保全、災害発生防止策の実施
- ・地域住民へ十分な情報提供及び説明を行い、良好な関係構築に努める。

条例のポイント

[対象：全ての野立て太陽光発電施設]

「設置」段階

■ 設置規制区域

- ① 森林区域
 - ② 土砂災害等が発生、発生するおそれが高い区域
 - ③ 土砂災害等により施設が損壊するおそれが高い区域への新規設置を原則禁止
- ⇒ 知事の許可制とし、環境アセス、住民説明会を義務付け
- ※ 規制区域外 ⇒ 新規設置は届出を義務化

「維持管理」段階

■ 既存施設の届出

■ 適正な維持管理の徹底

維持管理計画を作成・公表し、当該計画に従い適正な維持管理を求める。

※ いずれも設置規制区域の内外に関わらず稼働中を含む全施設を対象

「廃止」段階

■ 適切な廃止の確保

設備を解体・撤去する際、廃止届を求める。

[実効性の確保]

- 許可の内容や維持管理基準に適合していない事業者 ⇒ 指導及び助言・報告の徴収・立入検査・勧告・措置命令・事業者の公表
 - 条例に違反した事業者を公表した場合 ⇒ 国に通知し、FIT認定の取り消しを求める。
- * 法令違反（条例を含む）は、FIT認定の取り消し事由に該当

3 本県における太陽光発電事業に係る問題事案

(1) 林地開発許可に関する事案

- ・ 林地開発許可の内容と異なる開発工事を行っている事実が判明
- ・ 防災施設の工事完了前に、売電を開始

⇒ 森林法違反の状況下で、売電を継続

(2) 地域との共生に関する事案

- ・ 条例の設置規制区域外における新規計画の住民説明会において、事業者がトラブルを起こす不適切な事案が発生

⇒ 地域への計画の周知、コミュニケーション不足の懸念

4 FIT終了後の太陽光発電施設及び使用済みパネルの取り扱い

